

くまもと農業の継承支援事業 実施要領

(趣旨)

第1条 くまもと農業の継承支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 本県農業の持続的な発展を支える担い手の確保を図るため、高齢化等によりリタイアする農家の経営資産の新規就農者等への円滑な継承を支援する。

(事業の内容等)

第3条 本事業の事業区分、事業主体、内容及び補助対象等は別表1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

(事業実施の手続等)

第4条 事業実施の手続等は、事業区分ごとに別記1から別記3に定める。

(事業の推進)

第5条 事業実施に当たっては、所期の目的を達成するため、行政、農業団体等が相互に連携し、事業の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

第6条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月24日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月9日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年7月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

別表 1

くまもと農業の継承支援事業

	内容及び補助対象	交付要件	補助率
1	<p>経営継承支援機構事業</p> <p>事業主体：(一社) 熊本県農業会議</p> <p>くまもと農業経営継承支援センター（以下、センター）の運営を行い、関係機関と連携して移譲希望者、継承希望者情報のデータベース化と周知、希望者同士のマッチング及び経営継承啓発の実施に係る経費を補助する。</p> <p>(1) 補助対象は、</p> <p>① 事業運営のための関係機関及び事業対象者（農業経営移譲希望者、農業経営継承・規模拡大希望者）向けの説明会（地区説明会、全体説明会、県外就農説明会等）に係る経費</p> <p>② 農業経営継承に係る該当者同士のマッチング（交流会）に係る費用</p> <p>③ 経営継承啓発（意識調査、優良事例調査、マニュアル作成等）に係る費用</p> <p>④ 上記を運用するための事務に係る費用</p> <p>(2) 補助額、補助期間は定額/年とする。</p>		定額
2	<p>継承準備支援事業</p> <p>事業主体：市町村・農業委員会、農業協同組合、市町村担い手育成総合支援協議会又は準ずる組織、市町村・農業協同組合を構成員とした地域協議会、農業者</p> <p>当該管内の移譲希望者、継承希望者情報のデータベース作成にあたり、制度の周知、希望者のリスト化、希望者同士のマッチング支援及び経営継承啓発の実施に係る経費を補助する。</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>① 市町村等リスト化経費（事務費及び旅費）</p> <p>② マッチング支援に係る経費</p> <p>1) プレ研修旅費（事前農業研修時の滞在宿泊施設から研修場所への移動に係る経費）</p> <p>2) 継承手続きに係る経費</p> <p>ア 移譲者がセンターに相談し、マッチングから継承合意に至るまでの経費（農地のみを除く。貸借の場合、10年以上の利用権設定）</p> <p>イ 継承を行うにあたり不動産鑑定等の専門家派遣に要する経費</p> <p>ウ 継承される農地と居住地に直線距離で8km以上の距離がある場合、農業用倉庫を当該農地の近くに設置する経費</p> <p>(2) 補助額、補助上限額</p> <p>① 定額</p> <p>② 1) 経費の1/2以内</p> <p>2) ア 売買又は貸借する農地10a当たり5千円（上限100千円）</p> <p>イ 経費の1/2以内（上限500千円）</p> <p>ウ 認定新規就農者1/2以内（上限500千円）、認定農業者1/3以内（上限500千円）</p>	<p>(1)②の対象は第3者継承とする（三親等以内の者ではないこと）。</p> <p>(1)②2)ア、イの対象は移譲希望者（認定農業者、その他市町村が認める農業者）とする。ウの対象者は継承者（認定新規就農者または認定農業者）とする。</p>	定額、2分の1以内
3	<p>新規就農スタートアップ支援力強化事業（貸出ハウス整備支援事業）</p> <p>事業主体：県認定研修機関、NPO 法人熊本県就農支援機関協議会</p>		

<p>くまもと農業経営継承支援センターが行う移譲希望者と継承希望者のマッチング後、県認定研修機関等が、就農者に貸し出すためのハウスを整備する経費を補助する。</p> <p>整備したハウスは、就農者と貸借契約を結ぶものとする（事業申請時に貸付先が明確であること）。</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>① 中古ハウスの補修（ハウス基礎、パイプ、水平ばり、筋かい、谷柱、被覆資材、付帯設備等の交換・補強）、移設（解体、組立、運搬に係る業者請負費）、補修・移設に併せて行う暖房機等ハウス付帯設備の導入とする（付帯工事を除く）。</p> <p>② なお、自家施工労務費、中古ハウス等の取得費用は補助対象外とする。また事業主体が一般課税事業者の場合は、補助対象に消費税を含まない。</p> <p>（新設は対象としない。）</p> <p>(2) 補助上限</p> <p>ハウス貸付先就農者1者あたりの補助上限額は2,000千円（補助対象事業費の1/2まで）とする。</p>	<p>(1) 園芸施設共済等に加入すること。</p> <p>(2) ハウス貸付先の就農者が下記要件を全て満たすこと。</p> <p>① 事業実施年度以降に農業経営を開始し、県内に新規就農する者。</p> <p>② 認定新規就農者であること（独立自営就農に限る）。</p> <p>③ 前年の総所得が600万円以下の者。</p> <p>④ 新規就農者育成総合対策における経営発展支援事業の採択を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</p>	<p>2 分 の 1 以 内</p>
---	--	--